令和元年度決算 健全化判断比率等の状況



令和2年9月 能美市総務部財政課

上 数

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要	
(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行	1
(2) 法律の目的	1
(3) 各比率の公表等	1
財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分	
(1) 健全段階	1
(2) 早期健全化段階	1
(3) 財政再生段階	2
(4) 公営企業の経営健全化段階	2
能美市の健全化判断比率及び資金不足比率	
(1) 健全化判断比率(4指標)	2
(2) 資金不足比率	2
(3) 令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率	3
能美市における各会計区分	4
能美市の健全化判断比率・資金不足比率の分析及び算定方法	
(1) 健全化判断比率(4指標)	5
(2) 資金不足比率	7
用語解説	8
	(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行 (2) 法律の目的 (3) 各比率の公表等 財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分 (1) 健全段階 (2) 早期健全化段階 (3) 財政再生段階 (4) 公営企業の経営健全化段階 (1) 健全化判断比率及び資金不足比率 (1) 健全化判断比率(4指標) (2) 資金不足比率 (3) 令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率 能美市における各会計区分 能美市の健全化判断比率・資金不足比率の分析及び算定方法 (1) 健全化判断比率(4指標) (2) 資金不足比率

|1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法)という。)が 平成19年6月に公布され、新たな地方財政の再生制度が法制化されました。

従来の再建法制では普通会計の収支のみが対象となっており、いきなりレッドカードが出て再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、多角的な視点から財政状況を捉えることとされました。

(2) 法律の目的

法律の目的は、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することで住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームの構築であり、行財政上の必要な措置を講ずることにより、財政の健全性に資することを目的とするものです。

(3) 各比率の公表等

市長は健全化判断比率(4指標)及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会へ報告し、かつ公表することとされています。また、公表した各比率は速やかに県知事に報告しなければならないとされ、当該報告を受けた県知事は速やかに総務大臣に報告しなければならないと規定されています。

2 財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分

地方公共団体の財政状況は健全化判断比率に応じ、以下の(1)~(3)の3段階に、水道事業会計等の公営企業会計については、資金不足比率に応じ、以下の(4)の2段階に区分されます。

(1)健全段階

健全段階では比率の整備と情報開示の徹底が求められ、監査委員の審査に付して議会に報告し、公表を行うこととなります。能美市の令和元年度決算に基づく健全化判断比率はこの健全段階となります。

(2)早期健全化段階

早期健全化段階では自主的な改善努力により財政健全化を図るもので、健全化判断 比率のうちいずれかの数値が早期健全化基準数値以上の場合には、財政健全化計画の 策定(議会の議決)、外部監査の義務付け、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会 に報告し、公表を行うこととなります。財政の早期健全化が著しく困難な場合は総務 大臣又は知事から必要な勧告が行われることとなります。

(3) 財政再生段階

財政再生段階では、国等の関与により確実な再生が行われます。再生判断比率のいずれかの数値(健全化判断比率のうち将来負担比率を除く比率)が、財政再生基準以上の場合は、財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の義務付け、地方債発行の制限、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等が総務大臣から勧告されます。

(4) 公営企業の経営健全化段階

公営企業ごとに資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画 を定めるなど、(2)の早期健全化段階に準じた取扱いとなります。

3 能美市の健全化判断比率及び資金不足比率

(1) 健全化判断比率(4指標)

(単位:%)

比率名	能美市	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
①実質赤字比率	_	12.89以上	20.00以上
②連結実質赤字比率		17.89以上	30.00以上
③実質公債費比率	7. 2	25.0以上	35.0以上
④将来負担比率	0.8	350.0以上	

^{※「}一」は、赤字でないことを示します。

(2)資金不足比率

(単位:%)

会計名	能美市	経営健全化基準
水道事業会計	_	20.0以上
工業用水道事業会計	_	20.0以上
公共下水道事業会計	_	20.0以上
市立病院事業会計	_	20.0以上
温泉事業特別会計	_	20.0以上
農業集落排水事業特別会計	_	20.0以上

^{※「}一」は、資金に不足がないことを示します。

			健全化判断比率		能美市	早期健全化基準	財政再生基準		突質公債費比率			
<u>:</u>	3) 令和元年度決算に基づ	~	実質赤字比率(%)	(9)	-	12.89	20.0		区 分 平成29年度		平成30年度 令科	令和元年度
朝	全化判断比率,資金不足比	用	連結実質赤字比率(%)	(%)	1	17.89	30.0	元利億	元利償還金 (公債費充当一般財源等額) 2,512,293		2, 469, 957 2	2, 200, 739
			実質公債費比率(%)	(%)	7.2	25. 0	35.0	採	満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの (年割相当額) (8)	0	0	0
	石川県館集市		将来負担比率(%)	(9)	8 .0	350.0			公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 (C) 1,016,796		1, 013, 588	868, 640
			実質赤字比率					八利億	- 部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金 (D)	0	0	0
歲入総額	鹞			(A)			23, 647, 917		債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの (E)	0	0	0
歲出総額	額			(B)			22, 879, 583	<u>۲</u>	- 時借入金の利子 (F) 65	63	53	82
歲入歲	歳入歳出差引額			(A) – (B) (C)			768, 334	算入公	算入公債費等 (6) 2,587,433		2, 609, 548 2	2, 532, 822
翌年度	翌年度に繰り越すべき財源			(D)			198, 813		$J_1 = (4)$ (H) (H) 941,719		874, 050	536, 639
実質収支額	支額			(C) - (D) (E)			569, 521	標準則	標準財政規模(標準稅収入額等+普通交付稅額+臨時財政対策債発行可能額) (1) 13,379,600		13, 498, 065 13	13, 583, 825
標準財政規模	政規模			(F)			13, 583, 825	分算人公母	算入公債費等 (J) 2,587,433		2, 609, 548 2	2, 532, 822
実質赤字比率	字比率			(E) / (F) *100			ı		η Δ (K) (L) – (J) (K) (λ) 10, 792, 167		10, 888, 517	11, 051, 003
*黒字0	*黒字の場合は、「- (ハイフン) 」で表示し、黒字の数値を参考として下段に()書きで表示	数値を参考と(して下段に()書	書きで表示			(4.19)	単年度実	単年度実質公債費比率 (H)/(K)×100 8.72595		8. 02726	4. 85602
		連結実質赤字比率	作字比率					実質公債費比率	費比率 (3か年平均) (L)/3			7.2
		歲入総額·	歳出総額·			実質収支額・	海 市 (名)		将来負担比率			
	ス が	流動資産等	流動負債等	差引額越ず	越すべき財源	資金不足額・剰余額		Ë	般会計等に係る地方債の現在高 (A)		31,	31, 661, 587
_	- 般会計等 23,	23, 647, 917	22, 879, 583	768, 334	198, 813	569, 521		季	債務負担行為に基づく支出予定額 (8)			0
	国民健康保険特別会計 4,	4, 692, 372	4, 641, 459	50, 913	0	50, 913			公営企業等に係る地方債の現在高に対する一般会計等負担見込額 (0)		11,	11, 211, 171
	後期高齡者医療特別会計	596, 017	595, 034	983	0	983	\	ι ₩	組合等に係る地方債の現在高に対する一般会計等負担見込額 (D)			0
会計	介護保険事業特別会計 4,	4, 450, 094	4, 345, 321	104, 773	0	104, 773	_		退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額 (E)		2,	591, 196
	水道事業会計	864, 997	251,090	1	1	613, 907	1		股立法人の債務に対する一般会計等負担見込額 (F)			0
	法 工業用水道事業会計 ※	777, 108	193, 231	ı	1	583, 877	ı	上	連結実質赤字額 (G)			0
不足結	週 田 公共下水道事業会計 1,	1, 012, 454	35, 290	ı	1	977, 164	I	<u>4</u>	組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等負担見込額 (H)			0
	市立病院事業会計	434, 829	160, 274	1	1	274, 555	1		充当可能基金 (I)		6,	6, 902, 293
	法 温泉事業特別会計	13, 940	5, 691	8, 249	6, 050	2, 199	1	口能性	充当可能特定 歲入 (J)		6,	6, 168, 615
	升 適 農業集落排水事業特別会計	99, 673	73, 652	26, 021	0	26, 021	1		基準財政需要額算入見込額 (K)		32,	32, 297, 358
実質収支額	(額・資金不足・剰余額合計					3, 203, 913			$47 + 47 = (1) \sim (4) = (1) \sim (4)$ (1)			95, 688
標準財政規模	規模					13, 583, 825	\	標準別	標準財政規模(標準稅収入額等+普通交付稅額+臨時財政対策債発行可能額)		13,	13, 583, 825
連結実質	連結実質赤字比率					ı	\	分 算人公	算入公債費等 (M)		2,	2, 532, 822
*無	*黒字の場合は、「- (ハイフン)」で表示し、黒字の数値を参考として下段に() 書きで表示	数値を参考とし	して下段に()書	書きで表示		(23. 58)	_		$I \wedge \overline{h} + (M) = (M)$ (0)		11,	11, 051, 003
								将来負担比率	比率 (1)/(0)×100			0.8
· ⊕7 HI □ :>:	计一线电子 经无法处 一名人一世族中世代古古代日代中华人民军国际	1					-		-]

※早期健全化基準及び財政再生基準は、令和元年度決算の基準です。※決算額等は、千円単位で表示しています。

4 能美市における各会計区分

能美			·のみ) 健康保	·険特別会計	①実質赤字比率	②連結		
市				医療特別会計	_	実		
0	公	介護	保険零	別会計		質		
全	営事		法	水道事業会計 工業用水道事業会計		赤		
会計	業	公営	適	公共下水道事業会計				
П	会 計	公営企業会計	用	市立病院事業会計	_ 不 足 ::	率	質	4
	日日	計	法非	温泉事業特別会計		将来		
			法非適用	農業集落排水事業特別会計			債費	負
		石川	県後期]高齢者医療広域連合			比	担
		南加	賀広塚	(圏事務組合			率	比率
	一部	能美	介護認	2定事務組合				4-
関係団体等	部事務組合・広域連合	手取	川流垣	·環境衛生事業組合				
		手取	郷広垣	(事務組合				
		手取	川水関	5事務組合				
		石川	県市町	村消防団員等公務災害補償組合				
		石川	県市町	村職員退職手当組合				
	三セ	能美	市土地	1開発公社				
	ク 等	公益	公益財団法人能美市ふるさと振興公社					

5 能美市の健全化判断比率・資金不足比率の分析及び算定方法

(1)健全化判断比率(4指標)

① 実質赤字比率

この指標は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で、 数値が大きいほど、財政が厳しい状態であることを表します。

能美市の令和元年度決算に基づく「実質赤字比率」は、実質収支が黒字であるため、「一」で表示しています。

【算定方法】

実質赤字比率 = <u>一般会計等の実質赤字額</u> 標準財政規模

② 連結実質赤字比率

この指標は、一般会計等と公営事業会計のすべての会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。

能美市の令和元年度決算に基づく「連結実質赤字比率」は、一般会計等の実質 収支が黒字であること及びその他の会計においても資金不足が生じていないため、 「一」で表示しています。

【算定方法】

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

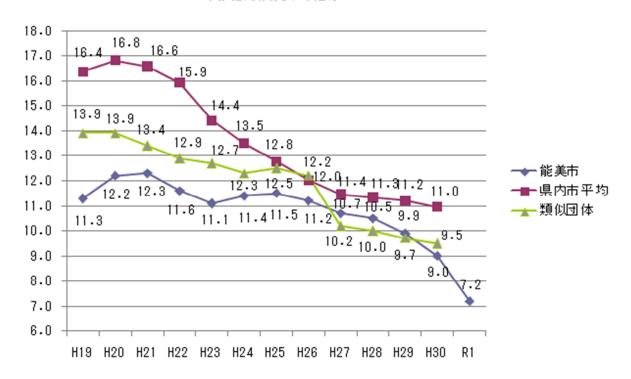
③ 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の程度を示します。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。

能美市の令和元年度決算に基づく数値は7.2%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っています。これは借入において交付税算入の高い地方債を発行していることによるものです。

前年度と比較して下降していますが、これは普通会計・公営企業会計の元利償還 金が減少したことが挙げられます。

実質公債費比率の推移



【算定方法】

(地方債元利償還金+準元利償還金) (特定財源+元利償還金・準元利償還金に
実質公債費比率 = 係る基準財政需要額算入額)
標準財政規模-(元利償還金・準元利償還
金に係る基準財政需要額算入額)

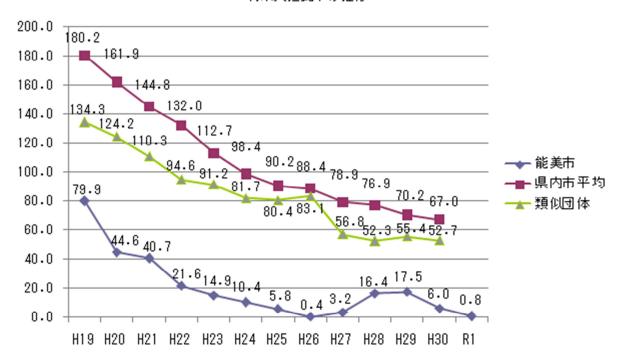
④ 将来負担比率

借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示します。数値が高いほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。 能美市の令和元年度決算に基づく数値は0.8%と早期健全化基準の350.0%を大き

能実用の令和元年度決算に基づく数値は0.8%と早期健全化基準の350.0%を入さく下回っています。これは、能美市においては地方債残高に算入される普通交付税の割合が高いことや、償還等への充当可能基金が現在のところ約69億円あることによるものです。

前年度と比較して数値が下降していますが、主な要因としては、企業会計(公共下水道事)における地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入れ見込額が減少したことによるものです。

将来負担比率の推移



【算定方法】

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地 方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額)

(2) 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足が事業の規模に対してどの程度あるかを示すもので、一般会計等の実質赤字額に相当するものです。数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。

能美市の各公営企業会計においては、資金の不足が生じていないため、「一」で表示しています。

【算定方法】

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模

6 用語解説

〇 一般会計等

実質赤字比率の対象となる会計で、能美市では一般会計のみが該当

〇 公営企業会計

地方公共団体が経営する企業の会計のことで、主に事業による収益により行政サービスの提供を行うもの。地方公営企業法の適用の有無により、法適用企業と法非適用企業に区分

・能美市における法適用企業
水道事業会計、工業用水道事業会計、

公共下水道事業会計、病院事業会計

・能美市のおける法非適用企業 温泉事業特別会計、農業集落排水事業特別会計

O 一部事務組合・広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体

〇 第三セクター

地方公共団体(第一セクター)と民間部門(第二セクター)との共同出資で設立された事業主体

〇 実質赤字額

繰上充用額と支払繰延額と事業繰越額の合計額

- ・繰上充用額とは、歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額とは、実質歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額とは、実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

〇 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもの

〇元利償還金

借入金の返済額及びその利子

〇準元利償還金

一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還に準ずるとみなされるもの

〇基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が1年間に標準的な行政を行う のに必要とされる経費

〇充当可能基金

地方債の償還等に充てることができる基金のうち、現金・預金・国債等で保管しているものの合計額(貸付金・不動産等は含まず)

〇解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○資金の不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算出した額

○事業の規模

料金収入など、主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの

令和元年度決算 健全化判断比率等の状況 令和2年9月発行 能美市総務部財政課 〒923-1297 石川県能美市来丸町 1110 番地 TEL 0761-58-2203 FAX 0761-58-2290